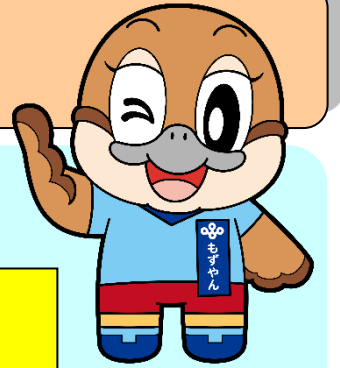
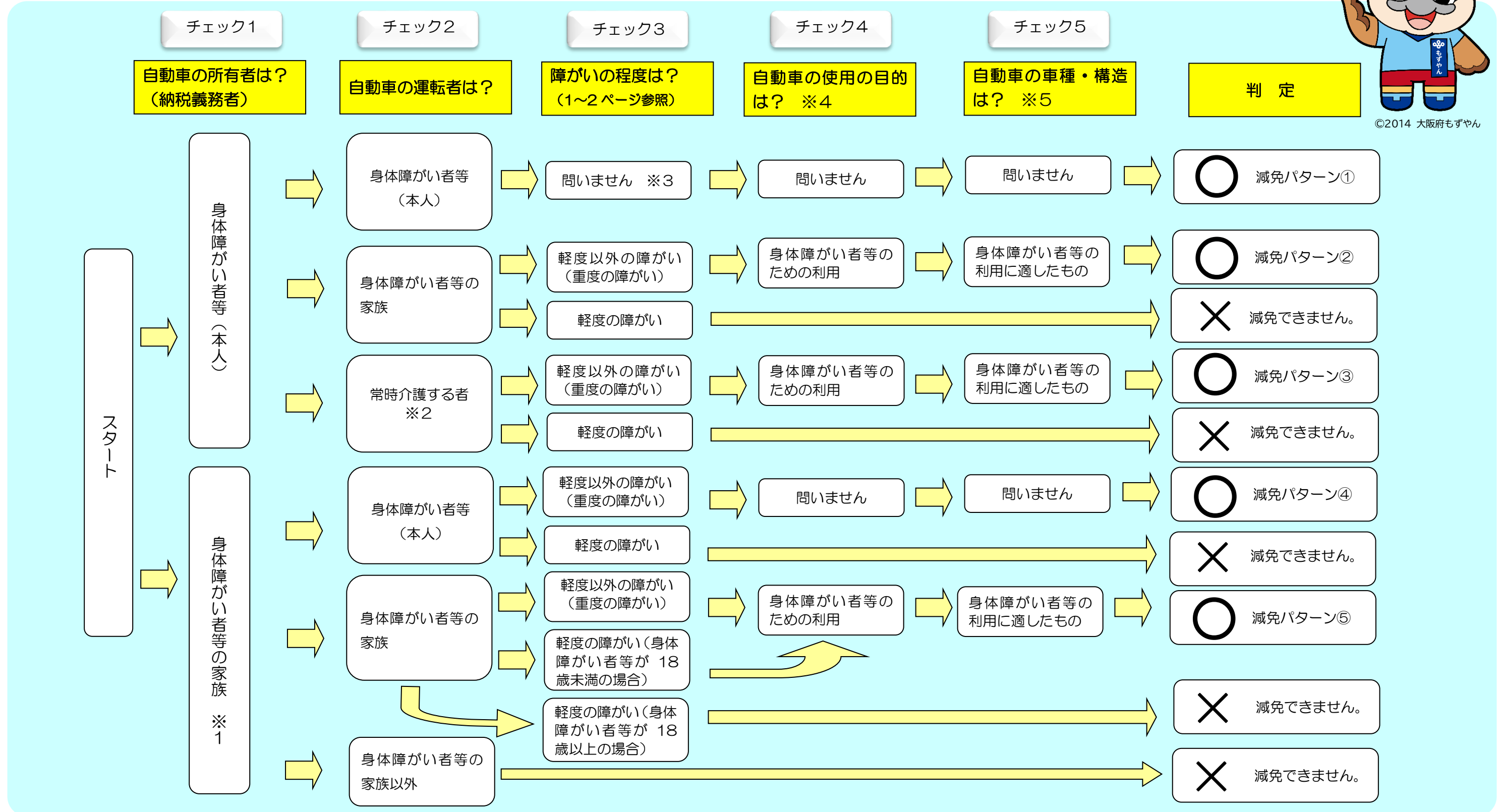


減免チェック表



©2014 大阪府もずやん



※1 身体障がい者等の家族とは、身体障がい者等と生計を一にする方（身体障がい者等と有無相助けて日常生活の資を共通にしている配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族の方）をいいます。また、パートナーシップの関係にある方については、管轄の府税事務所又は大阪自動車税事務所（分室）にお問合せください。

※2 常時介護する者とは、身体障がい者等のみで構成される世帯の、軽度以外の障がい（重度の障がい）の身体障がい者等が所有する自動車をその身体障がい者等のために継続して日常的に運転する方で、福祉事務所等の確認を受けた方をいいます。

※3 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けておられる方については、「障がいの程度が1級」かつ「自立支援医療受給者証」の交付を受けておられる方に限ります。

※4 身体障がい者等が専ら自動車を使用していない場合は、減免の対象となりません。（例：入院中・入所中の身体障がい者等の面会・洗濯物の運搬、家族等が自分の通勤その他日常生活に使用）

※5 自動車の車種や構造等の面から、身体障がい者等のために使用する自動車と認められない自動車（バス、トラック等）については減免が認められないことがあります。

注： 減免の対象となる自動車は、自家用自動車に限ります。（改造車の減免を除く。）